

三思なく、モレなく  
処理するためには

# 2024年1月～3月の 業務チェックリスト

毎月行なう定例事務の予定を把握しておけば、計画的かつスムーズに業務が行なえます。  
2024年の1月～3月に行なうべき主な業務をチェックリスト形式でまとめました。

2024年1月～3月で留意したい事項は、次のようなものです。

●電帳法の有効期間が終了

2023年12月31をもって、電子取引データ保存に関する有効措置が終了します。2024年1月1日から、保存要件に従った電子取引データの保存が必要になります。

新たな猶予措置として、

- ① 電子取引データの保存要件を満たすことができなかつたことについて、所轄税務署長が相当の理由があると認める場合

② 税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求めおよび出力書面での提示・提出の求めに応じることができる場合には、要件に沿った対応は不要です。

## ●3月決算法人の業務

3月決算法人は、決算業務があります。

決算方針をもとに、実地棚卸、現金・受取手形・売上債権・有価証券などの実査、仮勘定の精算、各種引当金の設定資料の準備などを段取りよく進めましょう。

決算の仮締めをした時点で、およその納税額や役員賞与の額、配当金額などが見えてくるはずです。つなぎ融資の必要がある場合には、早めに取引金融機関に借入の申込みをしておきましょう。

1月

祝日・行事

各種事務

31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
水	火	月	火	木	金	木	水	火	月	火	水	木	木	水	火	木	木	水	木	木	水	火	月	火	水	木	金	水	火	月	火

大寒	鏡開き	成人の日	元日
----	-----	------	----

□2023年12月分の源泉徴収所得税、特別徴収住民税の納付【10日まで】	□2023年7月～12月徴収分の納期の特例の適用を受けている場合の源泉徴収所得税の納付【20日が土曜日のため22日まで】	□11月決算法人の確定申告と納税【決算応当日まで】	□5月決算法人の中間（予定）申告と納税【決算応当日まで】	□2023年12月分の源泉徴収所得税、特別徴収住民税の納付【10日まで】
□2月・5月・8月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告【決算応当日まで】	□給与支払報告書・特別徴収票の提出【31日まで】	□源泉徴収票の本人への交付と一定要件者分の税務署への提出【31日まで】	□源泉徴収票の本人への交付と一定要件者分の税務署への提出【31日まで】	□2月・5月・8月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告【決算応当日まで】
□固定資産税の償却資産申告書の提出【31日まで】	□源泉徴収票の本人への交付と一定要件者分の税務署への提出【31日まで】	□2023年10月～12月分の労働者死傷病（軽度）報告の提出【31日まで】	□源泉徴収票の本人への交付と一定要件者分の税務署への提出【31日まで】	□固定資産税の償却資産申告書の提出【31日まで】
□延納が認められている場合の労働保険料第3期分の納付【31日まで】	□2023年12月分の社会保険料、子ども・子育て拠出金の納付【31日まで】	□2023年10月～12月分の労働者死傷病（軽度）報告の提出【31日まで】	□源泉徴収票の本人への交付と一定要件者分の税務署への提出【31日まで】	□延納が認められている場合の労働保険料第3期分の納付【31日まで】
□2024年分の「扶養控除等（異動）申告書」を社員に配布し、記入・提出させる。回収後は、源泉徴収簿に所定の項目を転記する	□年末調整後、12月31日までに諸控除の異動があった社員の年末調整のやり直しを1月中に済ませる	□2024年分の「扶養控除等（異動）申告書」を社員に配布し、記入・提出させる。回収後は、源泉徴収簿に所定の項目を転記する	□年末調整後、12月31日までに諸控除の異動があった社員の年末調整のやり直しを1月中に済ませる	□2024年分の「扶養控除等（異動）申告書」を社員に配布し、記入・提出させる。回収後は、源泉徴収簿に所定の項目を転記する

## 祝日・行事

## 各種事務

2月

29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 木  
木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木

天皇誕生日

雨水

建国記念の日  
振替休日立春  
節分

## 各種事務

## 祝日・行事

- 2023年分の贈与税の申告・納付【3月15日まで】
- 1月分の源泉徴収所得税、特別徴収住民税の納付【10日が日曜日のため13日まで】
- 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告・納付【3月15日まで】
- 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付【市町村の指定日まで】
- 12月決算法人の確定申告と納税【決算応当日まで】
- 6月決算法人の中間（予定）申告と納税【決算応当日まで】
- 3月・6月・9月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告【決算応当日まで】
- 1月分の社会保険料、子ども・子育て拠出金の納付【29日まで】
- じん肺健康管理実施状況報告の提出【29日まで】
- 3月決算法人は、2月中に決算の仮締めを済ませ、具体的な決算対策を検討する。あわせて新事業年度の経営方針・予算・利益計画の策定に着手する
- 決算日程表や棚卸しの実施要領等をマニュアル化し、全社的な協力を仰ぐ
- 4月入社予定の内定者に対し、最終的な意思確認を行ない、入社日および出社すべき場所・時間、持参書類等を通知する。必要に応じて住居や制服、貸与する備品等の準備も進めておく

3月

31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16 15 14 13 12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1 金  
日 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木 水 火 月 土 金 木

彼岸明け

春分の日

彼岸入り

ひな祭  
啓蟄

## 各種事務

## 祝日・行事

- 2月分の源泉徴収所得税、特別徴収住民税の納付【10日が日曜日のため11日まで】
- 2023年分の所得税、個人住民税、個人事業税、贈与税の申告・納付【15日まで】
- 7月決算法人の中間（予定）申告と納税【決算応当日まで】
- 4月・7月・10月決算法人の消費税・地方消費税の中間申告【決算応当日まで】
- 2月分の社会保険料、子ども・子育て拠出金の納付【31日が日曜日のため4月1日まで】
- 3月決算法人は、実地棚卸、現金・受取手形・売掛債権・有価証券などの実査、仮勘定の精算などを進める
- 新事業年度の経営方針・予算・利益計画の最終的な詰めの作業を行なう
- 予算計画の策定に合わせて、予算支出に際しての手続きや基準を見直す
- 新入社員に支給・貸与する備品・制服等の手配や入社式や教育・研修、各種届出など受入準備の最終確認をする
- 社員の身分証明書、36協定、事務所の賃貸借契約など、3月末で期限切れとなる文書や契約がないかをチェックする
- 社員の子女の進学・卒業、結婚の有無を確認し、異動があれば、家族手当や源泉徴収税額票の摘要欄の変更などをする